

長浜市告示第94号

長浜市公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項及び同条第2項において準用する同条第1項の規定により次のとおり告示する。その関係図面は、長浜市都市建設部下水道事業局下水道施設課において一般の縦覧に供する。

令和7年3月25日

長浜市長 浅見 宣義

1 供用及び下水の処理を開始する年月日

令和7年4月1日

2 下水の排除及び処理を開始する区域

長浜市八条町の自治会の区域内、泉町の自治会の区域内の一部並びに国友東町、国友西町、下之郷東町、湖北町山本、小谷丁野町及び湖北町二俣の自治会の区域内

3 供用を開始する排水施設の位置

排水施設の位置は、別添図面のとおりとする（別添図面は省略し、その関係図面を長浜市都市建設部下水道事業局下水道施設課（長浜市八幡東町632番地）に備え置いて縦覧に供する。）。

4 公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称

(1) 位置 滋賀県彦根市松原町及び米原市磯地内

(2) 名称 滋賀県琵琶湖流域下水道（東北部処理区）東北部浄化センター

5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

6 縦覧期間

令和7年3月25日から令和7年4月8日まで（縦覧が可能な時間は、午前9時から午後4時45分までに限る。）